４．「取締役及び監査役に相当する者」は、外国信託会社における外国の法令上取締役及び監査役に相当する者を記載すること。

５．「取締役及び監査役に相当する者」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第２面の次に添付すること。

６．「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先」は、国外における特定信託為替取引も取り扱う場合には、主要国・地域別の利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先を併せて記載すること。

７．氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に相当する者」欄に括弧書で併せて記載することができる。

（第３面）

９．営業所の名称及び所在地

名　　称	設置年月日	所　　在　　地
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—
		電話番号（　　）　　—